

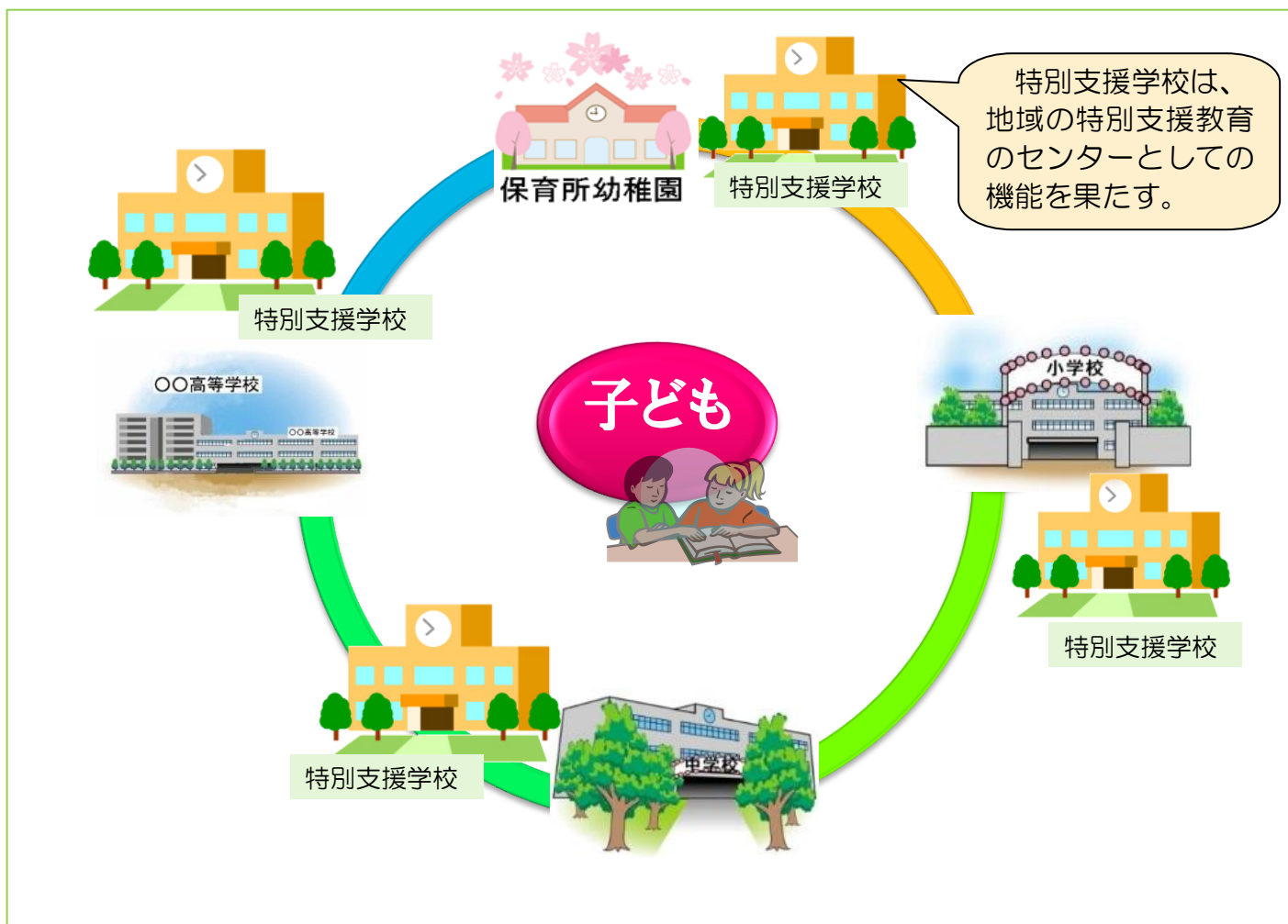
## 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための、 特別支援教育の推進 **イ・ロ・ハ**

～ 同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子もない子も、授業内容が分かり学習活動に参加している**実感・達成感**を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、最も重要～

特別支援学校と、幼稚園・小中学校・高等学校が、『自校の長所（機能）』を相互交流しながら協働してインクルーシブ教育システムを構築しよう。

「すべては子どもたちのために」！！

すべての校種が教育資源として、子どもたちのために協働しよう。



子どもが能力や特性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、支え合う仕組みを強化しよう。



## Q1

### インクルーシブ教育システムって、どんなシステムですか？

我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題の一つに、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」の形成があげられています。

平成 24 年 7 月 23 日に中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、障害者の権利に関する条約第 24 条をひいて、以下のように記載されています。

『インクルーシブ教育システム (inclusive education system 包容する教育制度) とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（「教育制度一般」）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が、提供される等が必要とされている。』



## Q2

### いま、なぜ、インクルーシブ教育システム構築なのですか？

平成 26 年 1 月 20 日 (日本批准書 寄託) ※H19 署名	障害者の権利 に関する条約  ※H18 国連採 択	第 24 条 教育 ・ ・ 締結国は、教育についての障害者の権利を認める。(略) <u>障害者を 包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する</u> ・ ・ (2 項には、 個人に必要な合理的配慮が提供されることとある。第 5 条にも)
平成 23 年 8 月 (批准に向け た国内法の整 備)	障害者基本法 (改正)	第 16 条 教育 1 ・ ・ 障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた <u>十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児 童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよ う配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る</u> 等必要な施 策を講じなければならない。 2 ・ ・ 十分な情報提供、可能な限り意向を尊重 3 ・ ・ 交流及び共同学習を進め、相互理解の促進を・ ・
平成 25 年 9 月 1 日 (施行)	学校教育法施 行令の一部 改正	① 就学先を決定する仕組みの改正 (第 5 条・第 11 条) ② 障害の状態等の変化を踏まえた転学 (第 6 条の 3 第 12 条の 2) ③ 視覚障害者等による区域外就学 (第 9 条第 10 条 第 17 条 18 条) ④ 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大 (第 18 条の 2)
平成 25 年 6 月 (公布) 平成 28 年 4 月 1 日 (施行日)	障害者差別 解消法	① 差別を解消するための措置 ⇒ア 差別的取扱いの禁止 イ 合理的配慮の不提供の禁止 (国・地方公共団体は法的義務)

インクルーシブ教育システムの議論は、「障害者の権利に関する条約」に端を発しています。教育においては、平成 24 年 7 月の報告 (Q1 参照) が最終結論と言えます。インクルーシブ教育システム構築に向けた新たな時代の幕開けです。

Q3

インクルーシブ教育システムを **3** んり（論理）的・具体的に理解しよう。  
対象・制度の内容・教育の場は？

教育制度	制度の内容	教育の場
～平成18年 <u>特殊教育制度</u> 1. 9%	障害の種類や程度に応じて、特別な場を用意してきめ細かな指導	盲・聾・養護学校 特殊学級 通級による指導
平成19年～ <u>特別支援教育制度</u> 2. 7%+6.5%+α <u>※発達障害が入った</u>	障害のある子ども一人一人の <u>教育的ニーズに応じた</u> 適切な指導と必要な支援	特別支援学校 特別支援学級 通級による指導 通常の学級 <u>※すべての学校</u>
今後 <u>インクルーシブ教育システム</u> <u>すべての子ども</u>	人間の多様性の尊重強化、障害者の <u>能力の最大限の発達</u> 等を目指した共に学ぶ仕組み	<u>連続性のある多様な学びの場</u>

Q4

はじめの1歩！！ 学校は、まず、何から取り組めばよいですか？

インクルーシブ教育システムの構築には、特別支援教育は不可欠



同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。

- ① 授業内容がわかる。
- ② 学習活動に参加している実感・達成感を持つ。
- ③ 充実した時間を過ごしている。
- ④ 生きる力を身に付けていける。

これが最も本質的な  
視点！！落としてはいけないポイントです。

障害のない子ども

障害のある子ども



(イメージ図)

合理的配慮

基礎的環境整備

<学校は、こんなことから、できるのではないのでしょうか？>

例) ①校内支援体制の見直し（組織で対応できるようなシステムがあるか？ 校内で共通理解が図られているか？ 特別支援学級を校内支援体制のセンターに位置づける等）②自校の幼児児童生徒について、再度実態把握  
③今行われている合理的配慮の整理（校内でデータベース化）④個別的教育支援計画作成 等  
大きくは、どの子どもも持つ力を最大限に発揮できる環境づくりと、教員の意識改革ではないでしょうか。障害の理解というより、障害のある子どもを理解していくことが求められています。子どものニーズを、行動として現れた現象や、何げない日常会話等からキャッチできる（教員としての）感度を上げていきましょう。

連続性のある多様な学びの場を用意し、柔軟なシステムに整備する



必要のある時のみ 可能になり次第	自宅・病院における訪問学級	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特別支援学校	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特別支援学級		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通級による指導 (特別支援学校の担当者による)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通級による指導 (小・中学校の担当者による)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の学級 (専門家の支援員等を配置して)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	通常の学級 (専門家の助言を受けながら)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通常の学級	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		幼稚園	小学校	中学校	高等学校



詳しく知りたい方に、お勧め情報です (ご覧ください)



<インクルーシブ教育システムに関するHP>

- ① 障害者の権利に関する条約 (外務省HP)
- ② 障害者基本法 (内閣府HP)
- ③ 障害者差別解消法 (内閣府HP)
- ④ インクルーシブ教育システム構築支援データベース  
(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HP)

<インクルーシブ教育システムに関する通知等>

- ① 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告) 中教審 H24 7月
- ② 学校教育法施行令に一部改正について (通知) 文科省 H25 9月

<千葉県教育委員会特別支援教育課発行の指導資料>

- ① すべての学校に求められる特別支援教育の充実に向けて H26 5月



H18年 全国に先駆けて制定した  
県障害者条例も、ご確認ください。